

軍厚文
需生部
省省

運轉通官報(通官報) 昭和二十一年五月十二日

軍厚文
需生部
省省
第一條 軍厚文需生部(以下簡稱「本部」)は、陸軍省、海軍省、文部省、厚生省、農林省、商工省、交通省、逓信省、建設省、資源部、労働省、及び地方自治省の各官署に設置する。

第二條 本部は、陸軍省、海軍省、文部省、厚生省、農林省、商工省、交通省、逓信省、建設省、資源部、労働省、及び地方自治省の各官署に設置する。本部の長官は、陸軍省、海軍省、文部省、厚生省、農林省、商工省、交通省、逓信省、建設省、資源部、労働省、及び地方自治省の各官署の長官に任命する。

第三條 本部は、陸軍省、海軍省、文部省、厚生省、農林省、商工省、交通省、逓信省、建設省、資源部、労働省、及び地方自治省の各官署に設置する。本部の副長官は、陸軍省、海軍省、文部省、厚生省、農林省、商工省、交通省、逓信省、建設省、資源部、労働省、及び地方自治省の各官署の副長官に任命する。

第四條 本部は、陸軍省、海軍省、文部省、厚生省、農林省、商工省、交通省、逓信省、建設省、資源部、労働省、及び地方自治省の各官署に設置する。本部の部長官は、陸軍省、海軍省、文部省、厚生省、農林省、商工省、交通省、逓信省、建設省、資源部、労働省、及び地方自治省の各官署の部長官に任命する。

第五條 本部は、陸軍省、海軍省、文部省、厚生省、農林省、商工省、交通省、逓信省、建設省、資源部、労働省、及び地方自治省の各官署に設置する。本部の課長官は、陸軍省、海軍省、文部省、厚生省、農林省、商工省、交通省、逓信省、建設省、資源部、労働省、及び地方自治省の各官署の課長官に任命する。

第六條 本部は、陸軍省、海軍省、文部省、厚生省、農林省、商工省、交通省、逓信省、建設省、資源部、労働省、及び地方自治省の各官署に設置する。本部の主任官は、陸軍省、海軍省、文部省、厚生省、農林省、商工省、交通省、逓信省、建設省、資源部、労働省、及び地方自治省の各官署の主任官に任命する。

第七條 本部は、陸軍省、海軍省、文部省、厚生省、農林省、商工省、交通省、逓信省、建設省、資源部、労働省、及び地方自治省の各官署に設置する。本部の主任官は、陸軍省、海軍省、文部省、厚生省、農林省、商工省、交通省、逓信省、建設省、資源部、労働省、及び地方自治省の各官署の主任官に任命する。

第八條 本部は、陸軍省、海軍省、文部省、厚生省、農林省、商工省、交通省、逓信省、建設省、資源部、労働省、及び地方自治省の各官署に設置する。本部の主任官は、陸軍省、海軍省、文部省、厚生省、農林省、商工省、交通省、逓信省、建設省、資源部、労働省、及び地方自治省の各官署の主任官に任命する。

第九條 本部は、陸軍省、海軍省、文部省、厚生省、農林省、商工省、交通省、逓信省、建設省、資源部、労働省、及び地方自治省の各官署に設置する。本部の主任官は、陸軍省、海軍省、文部省、厚生省、農林省、商工省、交通省、逓信省、建設省、資源部、労働省、及び地方自治省の各官署の主任官に任命する。

第十條 本部は、陸軍省、海軍省、文部省、厚生省、農林省、商工省、交通省、逓信省、建設省、資源部、労働省、及び地方自治省の各官署に設置する。本部の主任官は、陸軍省、海軍省、文部省、厚生省、農林省、商工省、交通省、逓信省、建設省、資源部、労働省、及び地方自治省の各官署の主任官に任命する。

第十一條 本部は、陸軍省、海軍省、文部省、厚生省、農林省、商工省、交通省、逓信省、建設省、資源部、労働省、及び地方自治省の各官署に設置する。本部の主任官は、陸軍省、海軍省、文部省、厚生省、農林省、商工省、交通省、逓信省、建設省、資源部、労働省、及び地方自治省の各官署の主任官に任命する。

第十二條 本部は、陸軍省、海軍省、文部省、厚生省、農林省、商工省、交通省、逓信省、建設省、資源部、労働省、及び地方自治省の各官署に設置する。本部の主任官は、陸軍省、海軍省、文部省、厚生省、農林省、商工省、交通省、逓信省、建設省、資源部、労働省、及び地方自治省の各官署の主任官に任命する。

昭和二十一年五月十二日

地方長官の決定... 第五十六條 女子挺身隊及國民勞務隊... 第五十七條 令第四十三號... 第五十八條 令第四十四號... 第五十九條 令第四十五號... 第六十條 令第四十六號... 第六十一條 令第四十七號... 第六十二條 令第四十八號...

第五十六條 女子挺身隊及國民勞務隊... 第五十七條 令第四十三號... 第五十八條 令第四十四號... 第五十九條 令第四十五號... 第六十條 令第四十六號... 第六十一條 令第四十七號... 第六十二條 令第四十八號...

第六十三條 令第四十九號... 第六十四條 令第五十號... 第六十五條 令第五十一號... 第六十六條 令第五十二號... 第六十七條 令第五十三號... 第六十八條 令第五十四號... 第六十九條 令第五十五號... 第七十條 令第五十六號...

第七十一條 令第五十七號... 第七十二條 令第五十八號... 第七十三條 令第五十九號... 第七十四條 令第六十號... 第七十五條 令第六十一號... 第七十六條 令第六十二號... 第七十七條 令第六十三號... 第七十八條 令第六十四號...

本令(昭和二十年三月十日)之ヲ施行ス... 第一條 國民勞務隊... 第二條 令第四十九號... 第三條 令第五十號... 第四條 令第五十一號... 第五條 令第五十二號... 第六條 令第五十三號... 第七條 令第五十四號... 第八條 令第五十五號...

第九條 令第五十六號... 第十條 令第五十七號... 第十一條 令第五十八號... 第十二條 令第五十九號... 第十三條 令第六十號... 第十四條 令第六十一號... 第十五條 令第六十二號... 第十六條 令第六十三號...

第十七條 令第六十四號... 第十八條 令第六十五號... 第十九條 令第六十六號... 第二十條 令第六十七號... 第二十一條 令第六十八號... 第二十二條 令第六十九號... 第二十三條 令第七十號... 第二十四條 令第七十一號...

第二十五條 令第七十二號... 第二十六條 令第七十三號... 第二十七條 令第七十四號... 第二十八條 令第七十五號... 第二十九條 令第七十六號... 第三十條 令第七十七號... 第三十一條 令第七十八號... 第三十二條 令第七十九號...

Table with columns for '種別' (Category), '等級' (Grade), and '賃金' (Wage). It lists various job categories and their corresponding wage scales.

運輸通信公報(通信) 昭和二十年五月十二日

備考

- 一、甲地方へ昭和十八年大蔵省令第七十一號指定された地域、乙地方へ其の他ノ地域ヲ指シテ
- 二、鐵道旅行中宿泊スル場合ニ於ケル宿泊料(乙地方ノ定額)ニ依リ
- 三、鐵道運賃ノ等額ヲ二割増シテ三分ノ一ノ額ヲ上ニテノ運賃ヲ以テ一級又ハ二級運賃ノ下級ノ運賃ヲ以テ三等運賃トシテ其ノ等額ヲ設ケザルモノニ依リテ(其ノ乗車ニ要スル運賃)ニ依リテ
- 四、鐵道片道一〇割以上ノ旅行ニ在リテハ第二種旅行料金ヲ支給スル旅行料金ヲ依リテ依リテ旅行料金ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ
- 五、船賃ハ旅行運賃通行税、船賃、棧賃、賃及被服料(食料)ニ依リテ鐵道賃ノ額ニ準ジテ算ス
- 六、航空賃ハ許可ヲ受ケ航空運賃ニ依リテ旅行料金ニ算入シテ算ス

本令施行前被用者被用令三ノ交付ヲ受ケ居住ノ地ヲ出頭シ本令施行後指定ノ場所ニ出頭シテ其ノ場合ニ於ケル若シテ及移轉料ハ被用者自費及家族出頭費規則第五條ノ改正規定ニ依リテ之ヲ支給ス本令施行商家族が其ノ居住地ヲ出頭シ本令施行後本人ノ出頭ノ場所ノ居住地ニ對シテ其ノ場合ノ家族移轉料ニ付亦同ジ

〔國民賃用扶助規則〕
國民賃用扶助規則ニ左ノ改正ス

七、甲地方へ昭和十八年大蔵省令第七十一號指定された地域、乙地方へ其の他ノ地域ヲ指シテ

一、國民賃用扶助規則ニ左ノ改正ス
二、國民賃用扶助規則ニ左ノ改正ス

厚生省

厚生省告示第二十三號
國民賃用扶助規則第六條第二項第四號ノ者ヲ左ノ通指定ス
昭和二十年三月二十九日
厚生大臣 相川 勝六

一、年齢十二歳未満者ハ年齢六十歳以上ノ男子又ハ年齢十二歳未満者ハ年齢四十歳以上ノ女子

二、國民賃用扶助規則第六條第二項第四號ノ者ヲ左ノ通指定ス
昭和二十年三月二十九日
厚生大臣 相川 勝六

一、年齢十二歳未満者ハ年齢六十歳以上ノ男子又ハ年齢十二歳未満者ハ年齢四十歳以上ノ女子

二、國民賃用扶助規則第六條第二項第四號ノ者ヲ左ノ通指定ス
昭和二十年三月二十九日
厚生大臣 相川 勝六

一、國民賃用扶助規則第六條第二項第四號ノ者ヲ左ノ通指定ス
昭和二十年三月二十九日
厚生大臣 相川 勝六

二、農業生産統制令第十條ノ二ノ規定ニ基キ戰時農産委員トシテ指定セラレタル者

三、重要林産物生産令第四條ノ規定ニ基キ戰時林産委員トシテ指定セラレタル者

四、重要水産物生産令第二條ノ規定ニ基キ戰時水産委員トシテ指定セラレタル者

厚生省告示第二十六號
昭和十六年十一月二十一日
國民賃用扶助規則第六條第二項第四號ノ者ヲ左ノ通指定ス
昭和二十年三月二十九日
厚生大臣 相川 勝六

一、國民賃用扶助規則第六條第二項第四號ノ者ヲ左ノ通指定ス
昭和二十年三月二十九日
厚生大臣 相川 勝六

二、農業生産統制令第十條ノ二ノ規定ニ基キ戰時農産委員トシテ指定セラレタル者

三、重要林産物生産令第四條ノ規定ニ基キ戰時林産委員トシテ指定セラレタル者

四、重要水産物生産令第二條ノ規定ニ基キ戰時水産委員トシテ指定セラレタル者

厚生省告示第二十八號
昭和十六年十一月二十一日
國民賃用扶助規則第六條第二項第四號ノ者ヲ左ノ通指定ス
昭和二十年三月二十九日
厚生大臣 相川 勝六

子被用者令第十五條第三號ノ規定ニ依リ指定セラレタル者

一、年齢十二歳未満者ハ年齢六十歳以上ノ男子又ハ年齢十二歳未満者ハ年齢四十歳以上ノ女子又ハ年齢十二歳以上年齢四十歳未満ノ妻又ハ同出爲サザルモ事實上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ル女子

二、官吏、特選官吏又ハ公吏

三、帝國議會、東京都議會、道府縣議會、市町村會中ニ在ル者

四、身體ノ狀況ニ依リ勤務ニ堪ヘザル者

五、勤務能力ヲ爲スコトニ因リ若シテ不具者又ハ病者ノ保護ニ著シキ支持ヲ生ズル者

六、勤務能力ヲ爲スコトニ因リ生計上著シキ支持ヲ生ズル者

運輸通信公報